

## 南阿蘇村ひと絆人材バンク設置要綱

### (趣旨)

第1条 村民が有する専門知識及び能力を村政に反映させるとともに、その情報を提供することにより、村民の多様な活動を支援するとともに、村政に参加する機会を拡充することにより、村民協同によるまちづくりの推進を図るため、南阿蘇村ひと絆人材バンク(以下「人材バンク」という。)を設置し、人材バンクの活用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (人材バンクへの登録)

第2条 人材バンクへの登録は、原則として村内に在住し、在勤し、又は活動の場を有する満20歳以上の者のうち、次の各号のいずれかの分野について、経験、知識又は技能等を有し、それを地域社会に積極的に役立てようとする意欲のある者とする。ただし、政治活動、宗教活動又は営利を目的とする場合は、人材バンクに登録することができない。

#### (1) 情報提供

- ア むらづくり
- イ 子育て
- ウ 教育(学習、言語)
- エ 文化・芸術
- オ スポーツ・レクリエーション
- カ 環境美化
- キ その他村長が特に必要と認める分野

#### (2) 審議会等の委員

- ア 行財政
- イ 福祉
- ウ 医療
- エ 農林
- オ 商工
- カ 建設
- キ 教育
- ク その他

### (登録の手続)

第3条 人材バンクへの登録は、南阿蘇村ひと絆人材バンク登録申請書(様式第1号)に必要な事項を記入の上、村長に提出するものとする。

- 2 村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、登録台帳（様式第2号）に登録し、登録者へ南阿蘇村ひと絆人材バンク登録決定・不決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（登録事項の公開）

第4条 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）に係る登録内容のうち、次の各号に掲げる者については公開するものとする。

- (1) 氏名（団体においては、団体名及び代表者名）
- (2) 登録分野の内容
- (3) その他特記事項

（登録の有効期間）

第5条 人材バンクの登録の有効期間は、登録が取り消されるまでとする。

（登録の取消し）

第6条 村長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者からの申し出があったとき。
- (2) 第2条本文に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他村長が不相当と認めたとき。

（登録事項の変更）

第7条 登録者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに南阿蘇村ひと絆人材バンク登録変更・登録抹消届出書（様式第4号）に必要事項を記入の上、村長に提出するものとする。

（人材バンクの利用）

第8条 人材バンクが利用できる者は、個人及び団体とする。

- 2 政治、宗教又は営利活動を目的とするときは、人材バンクを利用することができない。
- 3 人材バンクを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、第2条第1号に規定する登録内容から希望する登録者を選定し、登録者との直接交渉により、双方の合意に基づいて利用するものとする。
- 4 利用者は、事業が終了したときは、遅滞なく、南阿蘇村ひと絆人材バンク利用報告書（様式第5号）により、利用の結果を村長に報告するものとする。
- 5 第2条第2号に規定する登録者で、南阿蘇村の機関が設置する審議会等へ

の委員の希望者については、委嘱ができるものとし、所属長は遅滞なく、南阿蘇村ひと絆人材バンク利用報告書(様式第5号)により、利用の結果を村長に報告するものとする。

(利用に要する経費)

第8条 登録者の謝礼等、利用に要する経費については、利用者と登録者との協議により決定し、利用者が負担するものとする。

(庶務)

第9条 この人材バンクに関する庶務は、政策企画課において処理する。

(個人情報の保護)

第10条 この告示に係る個人情報の取扱いについては、南阿蘇村個人情報保護条例(平成17年南阿蘇村条例第183号)の定めるところによる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年5月1日から施行する。